

# 合併処理浄化槽のしおり

石川県環境部水環境創造課作成

## 浄化槽維持管理の目的

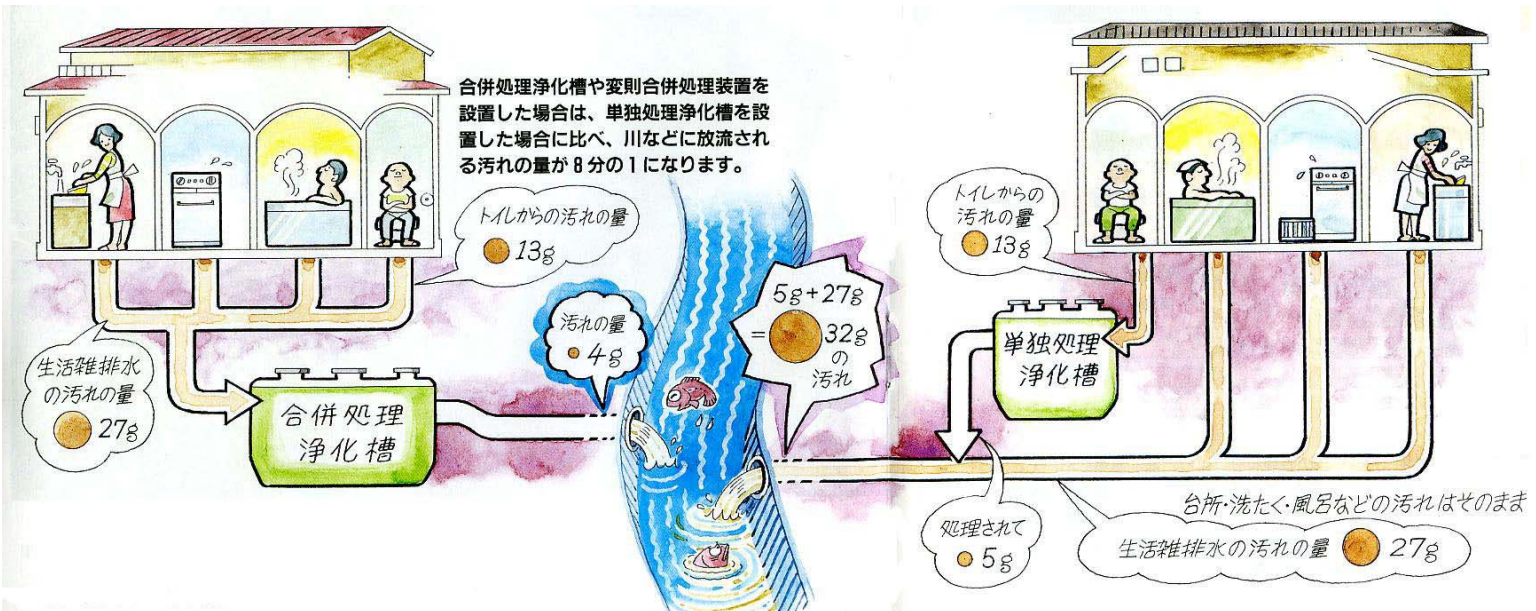
自然環境を守るきれいな水を排出し続けるためには、浄化槽は正しい使い方と適正な維持管理がなされて、初めて本来の処理機能が発揮します。

日頃の維持管理が適切に行われないと、河川の汚れや悪臭などの原因となります。このため浄化槽は「浄化槽法」などにより義務付けられており、保守点検・清掃といった維持管理と、公的な指定検査機関が、適切な使用及び維持管理がなされているか検査する法定検査などを行う必要があります。

## 浄化槽の種類と利点

### ○家庭用の小型浄化槽の種類

- 単独処理浄化槽、汲み取りトイレ → し尿(水洗トイレの汚水)のみ処理
- 合併処理浄化槽 → し尿と生活雑排水(台所、風呂洗濯などの排水)の両方処理



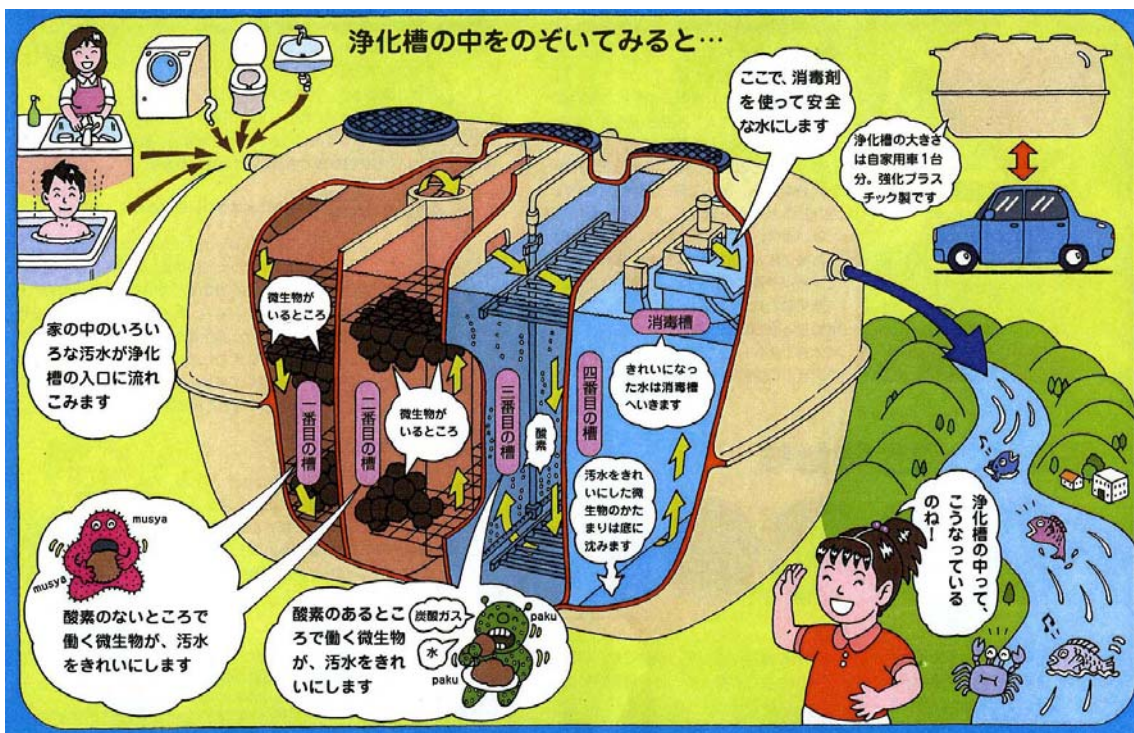
### ※(留意事項)

平成13年4月より単独処理浄化槽の設置が原則禁止され、現在設置されている単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に設置替えするよう努めなければならなくなりました。

## ○小型合併処理浄化槽の利点

- 家庭から出る水の汚れを約 10 分の 1 に減らして流せるので、身近な小川や排水がきれいによみがえり、水量も維持できます。
- 水洗トイレで毎日の生活が快適になります。
- わずかなスペース(マイカー1 台分)があれば、どこでも設置でき、設置場所に応じた製品を選べます。
- 認定工場生産される強化プラスチック製なので強度・耐久性にすぐれています。
- 短期間で設置でき、すぐに使うことができます。
- 長い下水管をはりめぐらせる必要がないので経済的。
- 地震で被害を受けても、立上りが早く、修繕費用も少なくて済みます。

### (合併処理浄化槽のしくみ)



## 浄化槽の維持管理ルール

### ○設置等の確認申請または届出

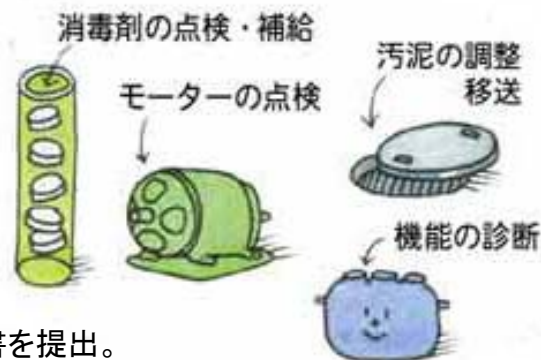
- ・新築の場合は、建築確認申請書に浄化槽設置調書を添付し建築主事へ提出。
- ・便所の改造の場合は、保健所に浄化槽設置届出書を提出。

### ○工事の施工

- ・浄化槽の工事は、技術上の基準に基づき施工し、県知事の登録を受けた工事業者による施工。

## ○保守点検

- ・使用開始直前に、保守点検を行います。
- ・保守点検は県知事(金沢市は金沢市長)の登録を受けた保守点検業者に委託して下さい。(有料)
- ・保守点検の回数は、一般家庭の場合は年3回以上実施する。



## ○使用開始報告

- ・使用開始後 30 日以内に保健所に使用開始報告書を提出。

## ○清掃

- ・槽内にたまった汚泥の抜き取りや機械類の洗浄をするのが清掃です。市町の許可を受けた清掃業者に委託して下さい。(有料)
- ・清掃の回数は年 1 回以上実施する。



## ○法定検査 (石川知事指定検査機関 社団法人 石川県浄化槽協会で実施)

- ・使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月以内に設置後水質検査を受けて下さい。(有料)
- ・毎年 1 回、水質に関する検査(外観、水質、書類検査)を受けて下さい。(有料)
- ・法定検査の未受験者に対する指導及び法定検査結果の不適性管理者に対して水質改善等の指導を、保健所で行っています。



## ○構造・規模の変更、管理者の変更

- ・保健所に浄化槽変更届、管理者変更報告書を提出。

## ○使用廃止届

- ・下水道等への接続などにより、使用廃止した場合、廃止後 30 日以内に保健所へ使用廃止届出書を提出。

## ○浄化槽法に違反した場合の「罰則」

- ・平成 18 年 2 月に浄化槽法が改正され、浄化槽の法定検査を受検しない浄化槽管理者に対し、保健所から検査を受けるべき旨の指導・勧告・命令が行われることになり、命令に違反した場合の罰則(30 万円以下の過料)が規定されました。

## 浄化槽の正しい使い方

- トイレの洗浄水は、十分な量を流す
- 便器の掃除には、微生物に影響するような薬剤を使用しない
- トイレペーパー以外の紙おむつやたばこの吸い殻等の異物を流さない
- ブロワーの電源は切らない、通気口やブロワーの空気取り入れ口はふさがない
- マンホールの上に物を置かず、蓋はいつもきちんと閉めておく
- 消毒剤は切らさず、常に消毒されるようにする
- 台所から、野菜くずや天ぷら油などは流さない

## 届出等の提出先

### ○知事への届出等は県内の各保健所で受付

- 加賀保健福祉センター 0761-22-0793(加賀市、小松市、能美市、川北町)  
石川中央保健福祉センター 076-275-2642  
(白山市、野々市町、津幡町、内灘町、かほく市)  
能登中部保健福祉センター 0767-53-2482  
(羽咋市、七尾市、宝達志水町、中能登町、志賀町)  
能登北部保健福祉センター 0768-22-2011(輪島市、珠洲市、穴水町、能登町)  
金沢市環境保全課 076-234-5125 メール: [kanho@city.kanazawa.lg.jp](mailto:kanho@city.kanazawa.lg.jp)

### ○法定検査(設置後等の水質検査及び定期検査)の申込み

石川県知事指定 社団法人 石川県浄化槽協会 076-241-7781

### ○お問い合わせ

石川県環境部水環境創造課 生活排水グループ  
TEL: 076-225-1493 メール: [gesuidou@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:gesuidou@pref.ishikawa.lg.jp)

(適用法律、要綱、条例、参考パンフレット等)

- ・浄化槽法、施行令、施行規則、建築基準法、施行令
- ・石川県浄化槽指導要綱、ふるさと石川の環境を守る条例
- ・社団法人 全国浄化槽団体連合会発行パンフレット等

10月1日は「浄化槽の日」  
一緒に考えてみよう。環境整備を見つめる「浄化槽の日」